

第2部 公害の現況及び公害の防止に 関して講じた施策

第1章 環境行政の総合的推進

第1節 環境総合計画等の推進

第1 環境総合計画の推進

大阪府環境総合計画（STEP21）は、21世紀を見通しつつ昭和65年度を目標とした環境の保全と創造に係る総合的、基本的な計画として、昭和57年12月に策定したものである。

本計画に基づき、健康で人間性豊かな環境を備えた定住魅力のある大阪を目指して、環境の保全と創造に係る諸施策の推進を図っているところである。

その一環として、昭和58年8月、従前環境の保全を目的として構成された庁内の横断的組織であった公害対策推進本部を発展的に改組し、新たに環境対策推進本部（本部長：知事）を設置して、庁内各部局の実施する環境関連の各種施策の総合調整を図りながら、本計画の効果的推進を図ることとしている。昭和58年度においては、各種事業を実施するに当たっての快適性導入手法を探るため、委託調査によって、全国の参考事例等を収集分析し、総合的、体系的に明らかにした。

本計画では快適環境の創造を大きな柱としているが、その円滑な推進を図るためには、府民の参加が欠かせないものである。快適な環境づくりに府民と行政が知恵とアイデアを出し合い一体となって取り組む場として「第1回快適環境府民会議」を昭和58年9月に開催した。さらに、環境の保全とともに快適環境の創造も含めた幅広い環境問題について、府民のより深い理解を得るため「環境大学講座」を昭和58年11月に開設し、府民と一体となった計画の推進に努めている。

第2 公害防止計画の推進

公害防止計画は、公害対策基本法第19条に基づき、現に公害が著しい地域又は人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれのある地域について、公害の防止に関する諸施策を総合的、計画的に講ずることによって公害の防止を図ることを目的としており、内閣総理大臣が計画策定の基本方針を示し、これに基づき関係都道府県知事が策定するものである。

大阪地域においては、昭和47年12月に昭和47年度を初年度とする昭和56

年度までの10年間の大阪地域公害防止計画を策定し、各種施策の推進に努めてきた。その後の社会経済情勢等の変化を踏まえ、内閣総理大臣の策定の指示に基づき昭和53年度に第2次策定を、また、昭和57年度に61年度を目標とする現第3次計画を策定し(表2-1-1)、各種施策の推進に努めているところである。

昭和57年度において、地方公共団体の講じた事業の概要は、総計画事業費1兆5,278億円に対し2,010億円が実施され、事業の進ちょく率は13%となっている。

事業別にみると、財政上の特別措置がある特例負担適用事業は417億円、特例負担非適用事業1,214億円、公害関連事業379億円となっている。

表2-1-1 大阪地域公害防止計画の概要

地 域 名	大阪地域
地 域 の 範 囲	豊能郡能勢町及び南河内郡千早赤阪村を除く府下全域
計 画 承 認 年 月 日	昭和58年3月15日
計 画 の 実 施 期 間	昭和57年度から昭和61年度までの5年間
計 画 事 業 費	(1) 地方公共団体が講ずる措置 15,278億円 (ア) 公害対策事業 8,984億円 (イ) 公害関連事業 5,381億円 (2) 事業者が講ずる措置 968億円

大阪地域公害防止計画進ちょく率

(単位:億円)

事 業 名	計 画 事 業 費 (A)	事業費(昭和57 年度) (B)	進 ちょ く 率 (%) (B)/(A)
公 害 対 策 事 業	特例負担適用	417	10
	特例負担非適用	1,214	25
	小 計	1,631	18
公 害 関 連 事 業	5,381	379	7
計	15,278	2,010	13

第2節 環境影響評価の制度化

近年、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある各種開発事業について、環境汚染の未然防止を図るため、当該事業が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価する環境影響評価の必要性が重要視され、その制度の確立が強く望まれている。

国においては、法制度化について、昭和54年4月の中央公害対策審議会の答申を受けて、昭和56年4月に法律案が第94回国会に提出されて以降審議されたが、昭和58年11月の衆議院の解散により審議未了となった。

しかし、地方公共団体においては制度化について独自に検討されており、昭和58年度末には、28の公共団体が条例、要綱等により、環境影響評価を制度化している。

本府においても、これまで多奈川第二発電所の建設、二色の浜環境整備事業、堺泉北港、阪南港の港湾計画等において環境影響評価を実施するとともに、関西国際空港については、府において独自の資料をもとに学識者の意見を聴きつつ、環境影響評価案の検討を行い、昭和56年12月に「運輸省の環境影響評価案は、おおむね妥当である」として公表している。

このような経験を踏まえながら、本府における統一的な環境影響評価の制度の確立が必要であるとの認識から、昭和54年度から環境影響評価に必要な公害事象に係るデータの収集・解析、予測方法の開発及び府域の環境の将来予測を行うなど技術面の検討を進めるとともに、制度の在り方についても基本的な調査検討を進め、昭和56年9月には、大阪府公害対策審議会に対し、「環境影響評価制度のあり方について」諮問した。審議会ではその後、専門委員会（環境影響評価分科会）に付託され、11回に及ぶ審議の上、昭和58年1月31日、同審議会から答申が出された。

本府においては、この答申を踏まえて作業を進め昭和59年2月14日、大阪府環境対策推進本部会議の議を経て「大阪府環境影響評価要綱」を制定し、技術指針の策定に必要な条項を一部分施行（昭和59年4月全面施行）したところである。

なお、要綱の主な内容は、次のとおりである。

<対象事業> 要綱の対象となる事業は、次の16事業のうち一定規模以上のものとし、また、これらと同程度に環境に影響を及ぼす可能性があるものとして知事が認めた事業も対象としている。

①道路の建設、②ダムの建設、③鉄道又は軌道の建設、④飛行場の建設、⑤発電

所の建設、⑥公有水面の埋立て、⑦土地区画整理事業、⑧新住宅市街地開発事業、⑨工業団地の造成、⑩新都市基盤整備事業、⑪流通業務団地造成事業、⑫工場又は事業場の建設、⑬宅地の造成又は住宅団地の建設、⑭廃棄物処理施設の建設、⑮下水道終末処理場の建設、⑯土石又は砂利の採取

＜対象とする環境の範囲＞ 環境影響評価の対象とする環境の範囲は、公害や日照障害、電波障害、自然環境、歴史的文化的環境としているが、環境影響評価の具体的な項目や方法については技術指針で定めることとしている。

＜住民参加＞ 住民参加は、この要綱の基本的な要素として重視されており、住民は事業者による説明会、知事が必要に応じて開催する公聴会に出席できることとしている。

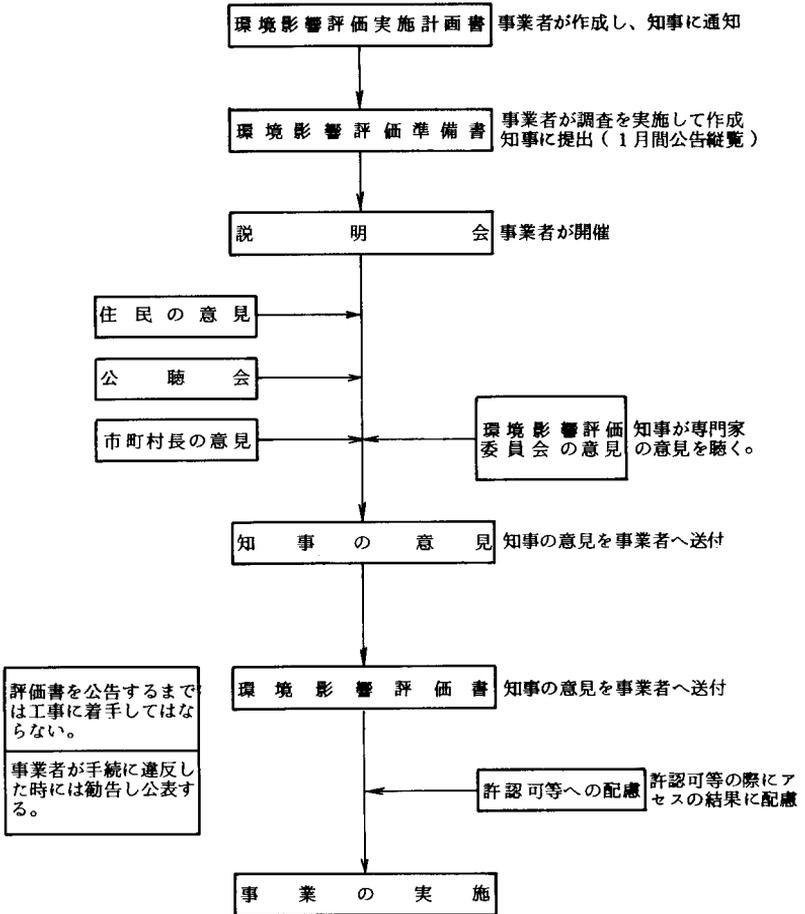
環境影響評価準備書に対する住民の意見については、対象事業に係る関係地域の住民だけでなく、環境保全上の見地から意見のある者は誰でも、知事に対して意見書を提出できるとしている。

＜環境影響評価委員会＞ 環境保全上の見地から学識経験者の専門的な意見を聴くため、昭和59年2月、環境影響評価委員会を設置した。委員会は、技術指針の策定又は改定に際して意見を述べるほか、知事の求めに応じて、環境影響評価準備書について意見を述べることとしている。

また、手続きは、次の手順により行うこととしている。

- ① 事業者は、あらかじめ環境影響評価実施計画書を作成し、知事に通知する（知事は必要に応じて助言や資料提供を行う）。
- ② 事業者は、これに基づき環境影響評価を実施し、環境影響評価準備書を知事に提出する。
- ③ 知事は、関係地域を決定するとともに準備書を公告・縦覧する。
- ④ 事業者は、関係地域の住民に対し説明会を開催し、住民からの意見書を受ける。
- ⑤ 知事は、環境保全上の見地から意見を有する者や関係市町村長の意見を聴き、必要に応じて委員会の意見を求め、公聴会も開いた上で知事の意見書を作成する。
- ⑥ 事業者は、これに基づき環境影響評価書を作成し、知事に提出する。
- ⑦ 知事は、評価書を公告・縦覧する。

図 2-1-1 環境影響評価要綱手続の流れ



第3節 環境情報システム等の整備

今日の環境行政は、健康で人間性豊かな環境の実現に向けて、環境汚染の防除、快適環境の創造、環境利用の予見的総合的管理といった環境政策を推進していかねばならない。とりわけ、環境汚染の状況や自然環境の状態、汚染が人の健康に及ぼす影響といった環境情報についての確に把握し、それぞれの地域の持つ特性を十分認識し、地域住民の理解と積極的な参加を得て環境利用の調整を図り、人間と環境とのより望ましいかかわり合いを実現していくことが重要である。

また、環境影響評価をより有効に行い、環境利用の適正な管理を図るためには、環境の現況に関する情報のみならず、環境に関連した幅広い情報を体系的に収集、整理し、現況解析や将来予測等の基礎資料として活用できるようにしなければならない。

このように、環境に関する情報は、環境管理を合理的、科学的にすすめ、環境影響評価を効果的に運用していくために極めて重要な意味をもっている。

1 環境モニタリングシステム

環境モニタリングシステムは、大気、水質、騒音・振動等の環境汚染に係る発生源、環境質、影響についての現況の監視・測定とともに、測定結果や自然的、社会的、経済的諸情報の収集を一元的に体系化したものである。

本システムから得られる環境の現況に関する発生源、環境質、影響の諸情報は、環境汚染や自然破壊を早期に発見し、適切な対策に結びつけるとともに、それらが発生する可能性を予測し、事前に防止する上で必要不可欠である。

なお、これらの環境情報は環境情報システムに蓄積され、現況解析や将来予測等の基礎資料として幅広く活用されるものである。

したがって、大阪府においては、現実の環境行政におけるモニタリング結果の活用、環境情報の管理及び利用のしやすさ等を考慮し、大気、水質、騒音・振動等の環境汚染事象と健康影響、自然環境及び府民意識、苦情等の対象別にその状況を把握するとともに、理化学的手法、生物学的手法、リモートセンシング、アンケート等の手法を駆使した環境モニタリングを体系的に整備している。

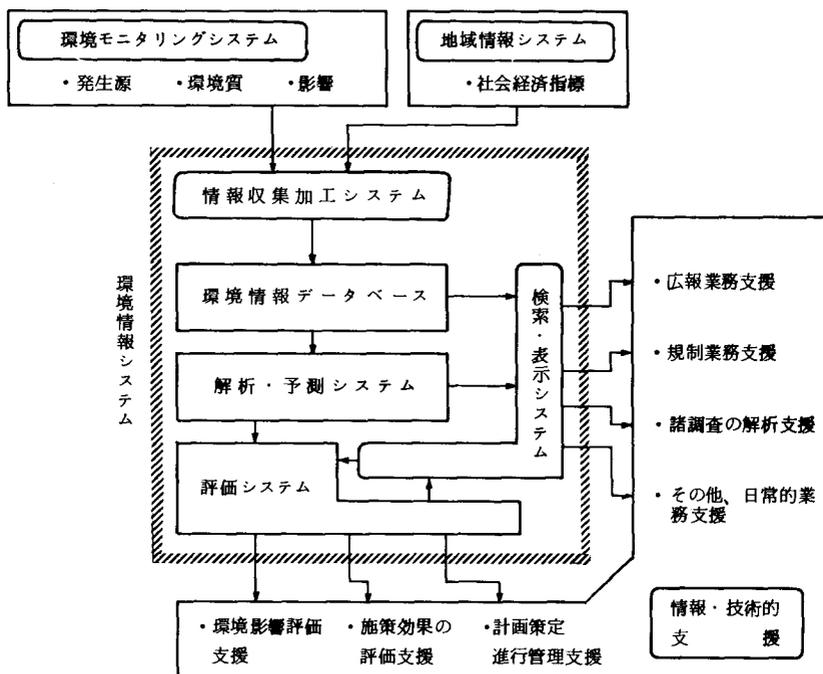
特に、地球観測衛星の探査によるリモートセンシングデータは、林業、水産、鉱物などの資源探査などに広く利用され、環境行政にも有効な活用が期待されている。大阪府では、昨年度に引き続き、科学技術庁からの委託研究として、建設省国土地理院と共同で、これらのデータに基づいて作成した府域の土地利用状況の経年変化

データを基礎に、自然環境の保全、土地利用状況の評価等を行う手法の開発検討を行った。

2 環境情報システム

環境情報システムは、環境モニタリングシステムなどにより集められた情報を体系化して解析したり、将来の状況について予測したり、その情報を用いて環境を総合的に評価するシステムであり、その概念は図2-1-2のとおりである。

図2-1-2 環境情報システムの概念図



環境情報システムは、変化してゆく地域環境を長期的に良好な状態で保持し、質的に高めていくために、環境の現況に関する正しい認識と問題点の把握、将来予測を踏まえた施策の策定支援、施策効果の予測などの判断材料を提供し、その合理的な政策決定と実行を可能とする。

このため大阪府においては、従来から、公害監視センターに設置した電子計算機を核として、環境汚染情報の処理等を行ってきたが、これらの情報・技術的支援をより一層効率的に行うために、新たに「環境情報システム」として以下の事項に重点においてその整備を図る必要がある。

- (1) 地域環境及び環境関連情報を体系的に収集する環境情報データベース機能の拡充整備
- (2) 地域環境の現況や将来予測に関する統計解析、シミュレーション等を可能にする解析・予測機能の拡充整備
- (3) 地域環境の総合的評価、代替案評価、環境関連施策の選択評価などを支援する評価システムの開発整備

昭和58年度においては、環境情報システムとしての整備を図るため、以下の業務を行った。

- (1) 府及び市町村で得られた測定データについては、観測システムを用いて、年報、月報の作成等、各種応用解析を行った。
- (2) 工場・事業場データベースシステムについては、法及び府公害防止条例に基づく府下工場、事業場に関する届出内容等の登録を引き続き行い、発生源規制業務、各種計画策定の支援を行った。
- (3) 各種計画策定や、環境影響評価などに必要な地域情報の整備を図り、メッシュデータ表示システムの運用を行った。
- (4) 環境影響評価に必要な、快適性や利便性を表す指標の設定と、その項目間の相互関係を明らかにし、立場の異なる評価主体間の合意形成の過程をモデル化する効用関数評価システムの開発を行った。

第4節 土地利用の適正化

環境問題の抜本的な解決を図っていくためには、環境保全の各種施策を一層推進するとともに、土地利用の観点から環境の改善を着実に推進していくことが基本となる。

土地利用に当たっては、環境の保全に十分留意することが長期的にみて地域社会の活力を導き出すものであるとの強い認識に立ち、法制度の活用を図るほか、多角的な適正化を推進して行かなければならない。

1 大阪府国土利用計画の策定

本府においては、国土の総合的かつ計画的な利用を図ることを目的とした、国土利用計画法（昭和49年法律第98号）第7条に基づき、大阪府国土利用計画を昭和58年3月17日決定した。

本計画は、土地資源の有限性を踏まえ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ府域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と地域の特性に応じた均衡ある発展を図ることを基本理念として、①土地利用の基本構想、②土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標（表

表2-1-2 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

区 分	昭和55年 (ha)	昭和65年 (ha)	構 成 比		65年/55年 (%)
			55年(%)	65年(%)	
農 用 地	21,900	17,580	11.7	9.4	80
農 地	21,890	17,570	11.7	9.4	80
採草放牧地	10	10	0	0	100
森 林	58,830	57,100	31.6	30.4	97
原 野	160	150	0.1	0.1	94
水面・河川・水路	8,160	8,480	4.4	4.5	104
道 路	13,860	15,100	7.2	8.0	113
宅 地	46,150	52,060	24.7	27.8	113
住 宅 地	33,240	38,190	17.8	20.4	115
工場用地	7,840	8,230	4.2	4.4	105
事務所・店舗等の宅地	5,070	5,640	2.7	3.0	111
そ の 他	37,860	37,130	20.3	19.8	98
合 計	186,420	187,600	100.0	100.0	101
市 街 地	80,570	92,800	43.2	49.2	115

2-1-2)及びその地域別の概要、③②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要を定めている。

2 工場の適正配置及び集団化の促進

産業公害の抜本的解決のためには、工場立地の適正化を図る必要がある。特に、市街地における工場と住宅との無秩序な混在は、騒音・振動をはじめ各種の公害事象を深刻化させることとなり、種々の弊害により都市の住みにくさの要因をなしている。

府では、それらの問題を解決し、併せて中小企業の振興に資するため、工場の適正配置及び集団化を促進しており、昭和58年度においては、財団法人大阪府中小企業団地開発協会による富田林市、忠岡町における中小企業団地造成事業を促進した(詳細は第12章第2節「工場の適正配置及び集団化の促進」参照)。

3 二色の浜環境整備事業の推進

本事業は、二色の浜海水浴場の環境保全及び大阪湾等の水質汚濁防止並びに貝塚市周辺地域における土地利用の適正化、都市機能の整備及び生活環境の改善を目的とするもので、現に悪化した環境を改善し、あるいは進行しつつある環境汚染を防止するとともに、積極的に地域の環境整備を図ろうとする性格を持つものである。事業の内容としては、内陸部の工場の移転・集約化の促進、下水道、港湾及び道路の整備、移転工場の従業者等のための住宅の供給、海浜性レクリエーションゾーンの創出などの各種施策を有機的に組み合わせた総合的な環境整備事業となっており、工場移転用地、流域下水道処理場用地等必要な用地は、貝塚市脇の浜地先海面の埋立てにより造成することとし、昭和53年度に現地着工した。

昭和58年度においては、106億6,078万円の事業費で、埋立工事、護岸工事及び橋梁工事等を実施した。

第5節 快適環境の創造

都市化の進行、生活水準の上昇、生活様式の変化は、価値観の多様化を促し、定住化傾向の高まりとともに、環境問題をめぐる府民のニーズは、物的豊かさから質的な豊かさや精神的なゆとりへと向かう傾向にあり、快適な環境、人間性豊かな環境の創造を推進していく必要がある。

このため、現在の環境行政には、環境汚染の防除はもちろんのこと、加えて、豊かな緑、清らかな水辺、美しい街並みなどゆとりとうるおいのある快適な環境を創造するための、積極的な対応が求められている。

第1 快適な環境づくりの推進

大阪府では、第1節で述べたように、昭和57年12月に、健康で人間性豊かな環境を達成するための基本的計画として、「大阪府環境総合計画（STEP 21）」を策定したが、環境の保全とともに快適な環境の創造をその目標としている。従来、行政の諸施策がともすれば陥りがちであった単一機能目的の達成という観点からでなく、多様な地域の生活環境の視点、うるおい、やすらぎ、審美性、伝統性といった総合的な観点からの、生活環境のトータルな向上という視点に立つ同計画の達成に向けて、積極的に取り組んでいかなければならない。

1 環境に対する府民のニーズ

「快適な環境」に対する府民のニーズの高まりに応え「よりよい快適な環境づくり」を推進するに当たって、参考とするため、昭和59年1月、府政モニター（対象数：299名、地域：府下全域）の意見・提案を郵送法により聴取した。〔聴取項目①自動車排ガス・騒音対策、②ゆとりとうるおいのある快適な町づくり、③職場、地域、学校等における意識啓発あるいは環境教育、④環境問題解決への府民の取り組み〕

聴取項目の中で最も関心が高かったのは、やはり「ゆとりとうるおいのある快適な町づくり」で、108名から150件の意見が寄せられた。その内容については、美化意識や公衆道徳など「府民の意識啓発」に関するものが30件と最も多く、次いで「緑化対策」26件、道路・公園・公共下水道の整備など「都市的施設の充実」21件、「計画的な町づくり」19件、他となっている（表2-1-3）。

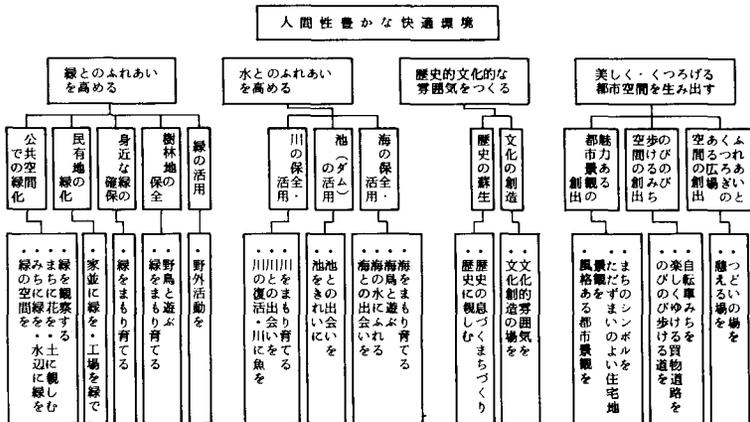
表 2-1-3 快適な町づくりに寄せられた意見件数

内 容 別	件 数
府民の意識啓発	30
緑化対策	26
都市的施設の充実	21
計画的な町づくり	19
文化・スポーツ	15
駐車違反・放置自転車対策	10
自然環境・歴史的環境の保存	7
省資源・リサイクル	7
街の美観	5
その他	10
計	150

2 快適環境づくりの基本的方向

快適な環境づくりの基本的な方向として、大阪府環境総合計画では①自然とのふれあいの場を求めて、②歴史的文化的雰囲気の中で、③魅力ある都市空間を目指しての3方向に要約している。その施策体系を図2-1-3に示すとともにその基本的な考え方を以下に整理する。

図 2-1-3 各種の快適環境づくりの体系図



快適環境づくりに当たっては、まず、水害、震災、都市災害、公害、交通事故などに生活をおびやかされない安全で健康なまちづくりを推進するとともに、豊かで快適な生活の基礎となる道路、河川、下水道、公園等の都市基盤的施設の整備や、

既成市街地の再開発と新市街地の計画的な整備、都市計画等による合理的な土地利用の推進など、都市整備にとって基本的な諸施策を着実に進めていく必要がある。快適環境づくりは基本的に、それらの諸施策の延長上にあるものであり、その意味において従来からの諸施策と全く異なるものでない。ただ、従来からの諸施策がともすれば陥りがちであった利便性や効率性の観点だけでなく、地域生活環境にうるおいやすらぎを与える快適性の視点を付与していく必要がある。

また、快適な環境とは極めてローカル性の高いものであり、その推進に当たっては、様々な地域のもつ自然的・歴史的・社会的特性を尊重していくことが重要である。地域の特性を踏まえた個性的なまちづくりは、まず、地域の実情や実態を知ることから始められねばならない。それには、単に行政担当者のみでなく、地域に住む人々も地域の環境について認識し、共通の認識として地域の実態がとらえられねばならない。

さらに、快適環境づくりに当たっては、年齢・職業・価値観などの異なる地域住民が様々な生活を営んでいることを踏まえ、地域住民それぞれの個性と多様性を尊重しつつ多様なニーズに対応して進めていくことが重要である。また、老人や子供、身体障害者等の弱者への配慮をおこたらないことが必要である。加えて、地域には、様々な体験や知恵、技術をもつ人々が住んでおり、そのような人々の能力を快適環境づくりのあらゆる過程で引き出し、結集させるような参加システムを取ること重要である。

快適環境づくりは個人の家庭レベルから町内会、小学校を中心とする住区レベル、都市レベル等、我々の身の廻りのあらゆる場面での取り組みが可能である。逆の見方をすればあらゆる領域の広がりの中においても快適な環境が形成されねば、それは真の意味において快適な環境が形成されたとは言えない。従って、快適環境づくりは各レベルに対応する施策を配慮するとともに、それらを総合的に、また、有機的な関連性を持ったものとして展開される必要がある。

また、快適環境づくりは地域住民の日常生活や市民としての生活に根ざして構築されるべきものであり、その意味で行政の施策と地域住民の主体的な取り組みとがあいまって初めて達成されるものである。このため、地域住民自らが受益と負担のルールのもとに、まちづくりへ貢献していくという意識を持つことが期待される。

このような地域住民のまちづくりへの参加と交流が行われることを通じて、誇りと愛着が持てるまちづくりが進められ、住民の中に“わが町”意識と健全な市民意識が醸成されることが肝要である。

第2 高まる快適環境づくりの動き

高密度化社会の中で定住化の傾向の強まりや、自由時間の増大などを背景として、身の廻りの環境に対する府民の関心が深まるにつれて、うるおいやすらぎのあるより質の高い環境へのニーズが高まってきている。

つまり、身近な生活環境の安全性、美観性、歴史性、文化性を含む環境の総合的な快適性の創造が要請される中であって、行政サイドだけでなく、多くの府民（地域住民、各種団体、企業、設計者等）に理解され、生活の知恵（環境文化）として定着し実践されてきている。以下、府域において、種々の形で取り組まれている快適環境づくりについて、一端を紹介する。

1 自然とのふれあいの場を求めて

緑は大気浄化、気象緩和、災害の防止等の機能のみならず景観の形成・維持や、人と自然との交流、ふれあいにおいても重要な役割を果たす。緑は府全域の緑被率について見れば35%であるが、その93.2%が周辺山地にあり、市街地における緑被率は5.2%と極めて低い現状にある。このようなことから急激な都市化の過程において失われた緑を回復するため、府民とともに積極的に取り組んでいく必要がある。

府においては、「大阪府自然環境保全条例（昭和48年3月30日、府条例第2号）」に基づき、「自然環境の保全と回復に関する基本方針」（昭和49年9月）及び「緑化推進構想」（昭和52年2月）を定め、市街地の緑被率を現在の3倍（15%）に引き上げるため各種の施策を実施している。また、これらの基本施策と併せて、昭和59年7月には、「大阪府緑のマスタープラン」を策定し、府域全体の広域的観点から配置されるべき〈緑とオープンスペース〉の確保目標量や配置基本計画などを定め、諸施策を総合的かつ効果的に展開することとしている。

府民の寄付と府の積立の運用果実により、駅前広場や目抜き通りなど人の多く集まる所の緑化助成を目的として、「緑化基金」が昭和58年4月に設置された。積立額は当面10億円を目標としている。また、同じく4月には、緑化に関する総合的な相談、指導センターとして「府立緑化センター」をオープンしている。

また、都市緑化を積極的に展開していくに当たり、緑の国体ともいべきフェアとして、「第1回全国都市緑化フェア」（昭和58年9月23日～11月23日）を全国で初めて開催し、都市緑化に関する事例紹介など種々の行事を実施して、緑化思想の普及啓発などの推進が図られ、期間中148万人の入場者があった。

市町村においては、高槻市の神峰山寺周辺地区を都市に近接した里山地域の森林

を保全するとともに、身近な保健休養の場として確保整備する都市近郊林整備事業を府の補助を得て昭和58年度から実施している。

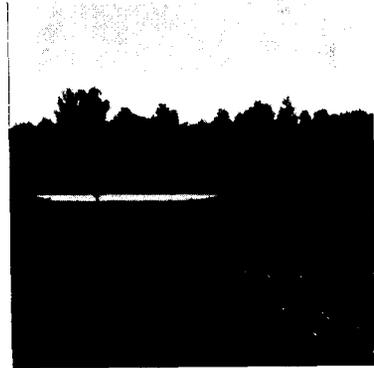
目に入る緑（視野内緑量）を増やすための一手段として殺風景なコンクリート等をツタ等で覆う垂直緑化は、都市緑化の新しい方式として注目される。府では昭和58年度、高等学校、警察署等の6カ所で実施したが、豊中市においても寺内北公園で実施しており、大阪市でも昭和59年度から中之島周辺の河川護岸の全面緑化を計画している。

地域に残る由緒ある樹木、樹林は、地域の住民に親まれる貴重な財産である。高石市、大東市、守口市、枚方市などにおいてはこれら樹木、樹林を指定の上、保全、保護している。また、単なる歩行のためでなく、安全に通行でき、しかも緑とのふれあいの場として利用できる緑陰緑道の整備が府域のあちらこちらで進んでいる。堺市の三宝、大和川の緑の小径、大仙緑道、狭山町の三津屋第二緑道、また、茨木市の茨木川跡地の緑道化がその例である。

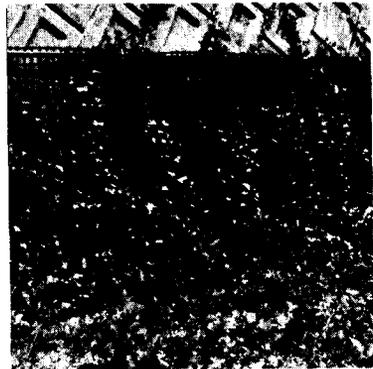
緑豊かな地域の環境づくりに当たっては、公共スペースのみならず、民有地の緑化推進が重要である。

生垣緑化は個人の生活環境だけでなく、地域の環境改善にも役立つ方法である。府下では熊取町、東大阪市、泉大津市などで生垣整備に対し補助がなされている。また、市街地のビルの周辺緑化も、企業のイメージアップにつながるとともに、地域緑化に果す効果も大きい。企業の果す社会的貢献のひとつとして、工場緑化等の取り組みは評価され、今後ともこの輪が広がっていくことが期待される。

緑化に対して、地域住民の主体的参加が必要なことは先にも述べてきたところであるが、住民が全面的に協力した例と



第1回全国都市緑化フェア（豊中市）



垂直緑化事業（寺内北公園）（豊中市）

しては大阪市の周防町通り地区が挙げられる。同地区は、花と緑の協定を市と締結し、花の植替えと緑の維持管理を実施しており、府民の主体的参加の一つの方向を示すものといえる。



三津屋第二緑道（狭山町）



花と緑の協定（南区周防町）（大阪市）

(2) 水とのふれあいの場の創造

大阪は「水の都」として栄えてきた歴史を持ち、水や水辺を産業、交通をはじめとする生活のあらゆる場面にうまく取り入れてきた実績を有している。このような伝統は一時の高度経済成長期には軽視される傾向にあったが、近年、水や水辺を景観や自然とのふれあいの場などを含めたトータルな面から見直し、回復していこうという気運が高まっている。

水の都、大阪の顔ともいえる中之島を囲む堂島川は、高い防潮堤によって川への視界がさえぎられているが、堤防の天端を改良してプロムナードとする整備事業が進められており、昭和58年度には1.3kmが完成した。また、中之島と淀川リバーサイド地域を結ぶ通勤、観光用水上バス「アクアライナー」が昭和58年10月から登場し、水との親しみを増すのに一役買っている。

豊中市においては、排水路を暗渠化し、その上部空間に水路、緑道を整備し、蛍が舞い飛ぶ自然を甦らせ、また、市民が水に親しめる親水路の整備を、古来から蛍の名所として知られる利倉地区を中心に昭和58年度から開始している。また、堺市においても、下水道の3次処理水を用いて蛍の養殖を行っており、昭和59年の夏には、大仙公園に蛍が放たれ市民の目を楽しませた。

府下に残された貴重な自然海岸を保全するため、府では昭和58年11月、岬町の長松、小島の2海岸を自然海浜保全地区に指定するとともに、釣りや磯あそびの場



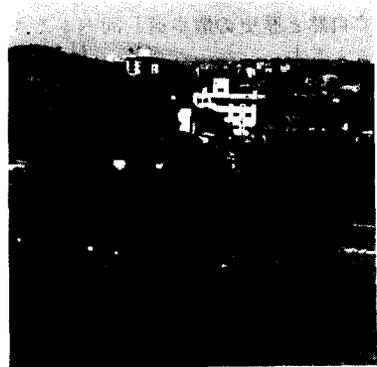
自然海浜保全地区指定（長松海岸）（岬町）



石川を美しくする市民運動（富田林市）

として、府民に親しんでもらうよう管理に努めている。また、府下に多数存在するため池を水辺とのふれあいの場として有効利用するため、府ではため池の周りに遊歩道やつり堀施設を整備する「ため池環境整備事業」が昭和58年度から始められ、58年度は茨木市の松沢池で事業着手した。

渡り鳥の生息地である大阪市南港地区には、水鳥の生態を観察しながら、自然を十分に感じられる場として、南港野鳥園が昭和58年9月にオープンした。園内には人工干潟があり、中央には150名収容の展望台が設けられている。



ため池環境の整備（松沢池）（茨木市）

また、水辺と親しめる美しい環境の維持にも住民の主体的な取り組みは欠かせないが、富田林市においては、市民の心の故郷として親しまれている石川を美しく守り育てる市民運動が展開されており、昭和59年3月に行われた大掃除では市民3,000人の参加を得て、川の清掃が行われた。

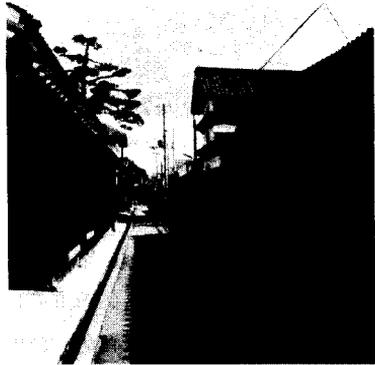
2 歴史的文化的雰囲気の中で

地域社会に住む人々が、その地域に魅力と愛着を感じるひとつの要素として、その地域にまつわる歴史や文化地域の個性・風土といったものがあげられる。それらは地域の人々により受け継がれ、その時代時代により新たに醸成され、また、次代

へ引き継がれていくべき性格のものである。

大阪は古くから発展してきた所であり、誇るべき歴史的文化遺産が極めて多く、また庶民の独自の文化が育まれ、個性がつくられてきた伝統をもっている。こうした伝統を踏まえ、地域の顔ともなる歴史・文化的遺産、風土性を現代に生かし、画一的で没个性的になったまちづくりに歯止めをかけるとともに、文化の再生産による新しい文化が醸成されるまちづくり、環境づくりが今、急がれている。

富田林市においては、昭和58年、重要文化財旧杉山家の買上げをはじめとして、寺内町の面的保存への取り組みが図られている。南河内の豊かな緑の中に点在する古墳群、歴史的町並み、由緒ある社寺などを農道や河川道を利用してつなぐ自然と歴史の散歩道「河内ふるさとのみち」計画が富田林市など大阪南部地域の5市4町1村で計画され、15ルートが設定されるとともに昭和59年度から3カ年計画で、案内標識、トイレ、ゴミ箱等の施設整備が始まっている。



寺内町の保存（富田林市）

地域の歴史・文化資料を展示公開して市民の間に郷土愛を育くみ、文化意識の高揚を図るための郷土資料館が、昭和59年3月に茨木市で、同年7月に摂津市でオープンした。また、岸和田市においては、明治時代に建築された御殿風様式の校舎を昭和58年、市中央公園内に復元し、コミュニティ施設として市民の人気を集めるとともに、市域に残る昭和初期の代表的建築物を復元利用して、文化芸術活動の拠点となる市民ギャラリー「自泉会館」としてオープンしている。枚方市では古くから河内鋳物師として有名な田中家を移築復元し、鋳物並びに民俗資料に関する資料を収集展示する資料館として開館している。



旧岸城幼稚園舎の復元（市中央公園内）（岸和田市）

大阪の伝統芸能、文楽をはじめとして、上方芸能の活動拠点となる国立文楽劇場が昭和59年4月に開場した。娯楽の手

段が多様化するなかで、上方の伝統芸能のよさがより多くの人に理解されるよう、同劇場の活用が期待されるが、若い人の関心も呼び起こして、盛況裡にスタートがきられた。

子供の読書活動・文化活動のセンター的機関として、万博記念公園内に、府立国際児童文学館が昭和59年3月に竣工、5月に開館した。また、市民が市域の文化財をめぐり、文化財にふれることにより郷土愛を育くみながら、ゴミ、空き缶等の清掃も同時に行うという、美化ハイクと文化財めぐりが、大東市で実施されている。



府立国際児童文学館（吹田市）

3 魅力ある都市空間をめざして

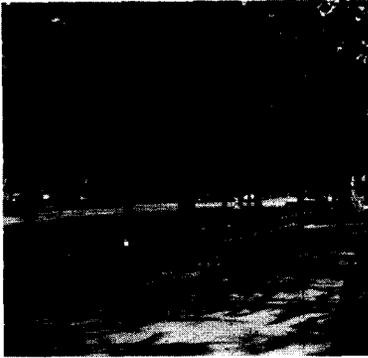
都市的環境は今日府民の多くが毎日を過ごす場であり、先に述べた緑、水、歴史・文化という要素を含みつつも、圧倒的な人工的建造物から構成される空間である。それらが形成する美しい都市景観や空間的なゆとりは、快適な環境を創造していくための重要な要素である。

(1) 魅力ある都市景観の創造

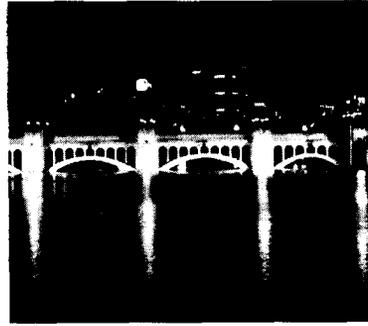
コンクリートとアスファルトの巨大な都市に花や緑を呼び戻し、景観の向上を図って国際都市としての大阪の顔をつくり、ターミナルを核として市域に花や緑を広げていこうとする、花と緑のターミナル計画が昭和56年に大阪府で計画され、新大阪、梅田・中之島、難波、天王寺の4ゾーンで順次整備実施される予定である。

道路空間を快適な歩行空間とするため、植樹の実施や道路標識など柱類の統廃合、電柱の美装または無電柱化の実施が、昭和58年度は大阪市の堺筋、四ツ橋筋、本町通り、千日前通り、御堂筋等の12kmで完成した。また、御堂筋では、沿道全般にフラワーベースを設置し、都市道路の景観の向上と国際都市大阪の顔づくりに一役買っている。

道路等の散乱ゴミや、電柱や壁のいたるところに張られたり立てかけられている屋外広告物は、町的美観の阻害要因である。府では、昭和58年度、9月1日～30日を環境美化キャンペーン期間として「きれいなまち、みんなの努力が実を結ぶ」



御堂筋フラワーライン(大阪市)



ライトアップ計画(水晶橋)(大阪市)

の統一標語のもとに呼びかけ、府下一斉に美化行動が実施された。また、ゴミ問題の解決には地域住民の理解と協力が不可欠なことから、豊中市、寝屋川市、大東市、四条畷市、高石市などにおいては、市民や事業者の主体的な参加による美化運動が展開されている。

駅前の放置自転車が府下各地で問題化しているが、都市美観や安全性の観点からも解決しなければならない課題の一つである。堺市の泉北ニュータウン内の榎・美木多駅前には昭和59年3月、地上2階建の立体駐車場が完成したが、町の顔ともいえる駅前の環境改善には、自転車等の利用者の理解と協力を得て、更にこのような取り組みを進める必要がある。

大阪市では昭和58年開催された「大阪築城400年まつり」にあわせ、市内のシンボリックな建造物や橋梁に夜間照明を行い美しい景観を創り出す、ライトアップ計画を作成し、大阪城や中之島公会堂、水晶橋等の橋梁で実施している。

(2) 憩いとふれあいのある空間の創出

文化・スポーツなどを通じて市民が、いこい、交流できるコミュニティの拠点となるセンターづくりが、地域の歴史、文化等風土を生かして進められている。岸和田市では昭和53年7月に中央公園が一部供用開始されて以来、昭和60年度完成に向けて整備されており、羽曳野市では陵南の森総合センターが昭和58年6月に開設された。

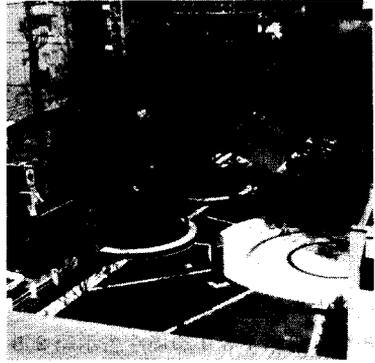
既成市街地にある公共建築物等オープンスペースを有効活用し、府民の身近な所に憩いとやすらぎの場を創造していくため、府においてはポケットパーク整備の調査(昭和57年)を実施し、今後その計画の実現に努めていくことにしている。

大阪市では、市民のコミュニティスポットとなる小公園や小広場の整備を進めているが、昭和59年3月御津公園を開設し、また、みちばた広場と呼ばれる柵のないオープンな小広場を江野公園、大淀南公園で整備している。

通行機能だけの道路でなく、憩える快適な場所として広場や公園的な機能をも付加した道づくりが各地で行われている。吹田市の江坂地区では、地元の市民、企業の要望と協力を生かして、コミュニティ道路が昭和59年3月に整備され、堺市でも、大小路線の歩行者空間化が計画されている。また、車道をジグザグ状にし、自動車の減速化を図って、人と車の共存を目指した道路の整備が、大阪市、高槻市、堺市などで進められている。特に大阪市では、ゆずり合いの精神の象徴として、ゆずり葉を植樹し、「ゆずり葉の道」を昭和58年度には、9地区10路線で整備している。

水の都大阪の風情が楽しめる橋上を、憩いの場として有効利用するため、昭和58年9月、道頓堀の相合橋が整備され、相合橋水上プラザが実現された。

商店街・小売市場を単に買物の場としてでなく、地域の人々が魅力を感じ、楽しく集える場となるよう、地域性を取り入れた街並み整備やコミュニティ施設の設置を行うとともに、祭りなど文化的催事の実施に必要な助成を府と市町村で助成する商業環境整備事業が、昭和59年度から事業実施される。昭和61年度まで毎年5カ所で実施の予定である。



小公園の整備（御津公園）（大阪市）



江坂コミュニティ道路（吹田市）